



補助金の支給方法等、詳細はこちら！

① 転入定住者(市外住民)

補助金の種別	補助金限度額		補助率など
	中山間地域	市街地	
住宅取得補助金 (土地代除く)	新築	50万円	取得に要した経費 ※1 ※2
	中古購入	30万円	
住宅増改築補助金	20万円	10万円	増改築に要した経費の 4/5(中山間地域) 3/5(市街地) ※3 ※4
家賃補助金	月額賃料の3分の2 (上限2万円)を12月分	—	一戸建て 公営住宅 民間共同住宅 ※4 ※5

② 転居定住者(市民)

補助金の種別	補助金限度額		補助率など
	中山間地域	市街地	
住宅取得補助金 (土地代除く)	新築	50万円	左表に同じ
	中古購入	30万円	
住宅増改築補助金	20万円	10万円	左表に同じ
家賃補助金	月額賃料の3分の2 (上限2万円)を12月分	—	左表に同じ

●種別ごとの注意事項

- ※1 不動産売買契約書における土地・建物の金額について、合計金額のみの記載である場合、合計金額を土地・建物の面積又は評価額で按分し、住宅取得金額を算定する場合がございます。
- ※2 分譲マンションを除く。
- ※3 増改築補助対象経費は、居住する建物における生活に必要な部分の増改築に限ります。最終判断は、現地確認による審査になります。
- ※4 住宅を取得していない方(家賃補助、増改築のみ対象者)は、申請時において、60歳未満の方が対象です。
- ※5 寮などの給与住宅、2親等以内の親族が所有する住宅を除く。

●補助対象者の要件等

- ・居住地の自治会に加入すること。
 - ・配偶者がいる場合は、配偶者も移住定住すること。
 - ・市区町村税に現に滞納がないこと。
 - ・住宅取得・増改築補助を受けて5年以上定住する意思があること。
 - ・家賃補助を受けて3年以上定住する意思があること。
 - ・住宅取得・増改築から1年以内、賃貸借契約初日から90日以内に申請すること。
- ※1年以内の再転入及び再転居者は対象外です。
※申請者と契約者は同一でお願いします。
※要件に該当しなくなった場合に、補助金の返還となる場合があります。

お問い合わせ先

霧島市役所 地域政策課 地域活性化グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45-1
TEL:0995-64-0952(直通) FAX:0995-47-2522
MAIL:t-seisaku@city-kirishima.jp



おじゃんせ霧島市



空き家・空き店舗 土地情報

▶対象者、「全年齢」に拡大! ※詳細は、裏面の注意事項まで

霧島市に転入・市街地から中山間地域に転居された方へ



ふるさと創生 移住定住促進補助制度

対象期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

●中山間地域に新築された転入・転居定住者

50万円



●中古住宅購入および増改築された転入・転居定住者
中山間地域 市街地

最大 中古30万円

最大 中古10万円

+ 併給可能

+ 併給可能

最大 増改築20万円

最大 増改築10万円

●中山間地域の貸家に入居された転入・転居定住者

最大 24万円 (2万円×12月分の家賃補助)

貸家は公営住宅及び民間の共同住宅も対象となります!

霧島市外から中山間地域に転入された方(家賃補助対象者を除く)のうち、
●40歳未満の既婚者で配偶者と同居している場合 若年加算 ●高校生以下の子供と同居している場合 子育て加算

一律20万円 + 一人10万円 (最大30万円)
併給可能

移住補助金

●中山間地域（規則で定める区域）

地区名	地区自治 公民館名	自治会名	小学校区
国分地区	東襲山	春山、重久牧内	青葉小
	清水	毛梨野、芦谷	国分北小
	木原	全自治会	木原小
	川原	全自治会	川原小
	上井	永迫	国分南小
	川内	口輪野、見帰・鎮守尾	国分南小
	平山	全自治会	平山小
	本戸	全自治会	木原小
	上之段	全自治会	国分南小
	塚脇	全自治会	塚脇小
隼人地区	小浜	全自治会	小浜小
	宮内	朝日、上野	宮内小
	日当山	西光寺、糸走、表木山、 安楽、妙見	日当山小
	松永	春山台、津曲(春山地区のみ)	日当山小
中福良	全自治会	中福良小	
溝辺地区	全地区	溝辺小、陵南小、竹子小	
横川地区	全地区	横川小、安良小、佐々木小	
牧園地区	全地区	牧園小、三体小、万膳小、高千穂小、 中津川小、持松小	
霧島地区	全地区	大田小、霧島小、永水小	
福山地区	全地区	福山小、牧之原小	

※住所地名が自治体名と同一とは限りません。

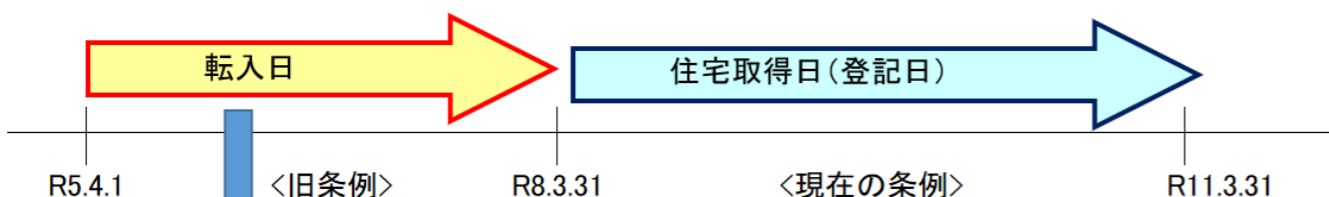
●市街地

上記の中山間地域以外の区域で、いわゆる「国分・隼人の市街地」のこと。

●特例の補助対象者（経過措置）の例について●

旧条例の施行期間中（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間）に「転入」していた方が、令和8年4月1日以後に住宅を取得（新築・中古購入）または増改築した場合。

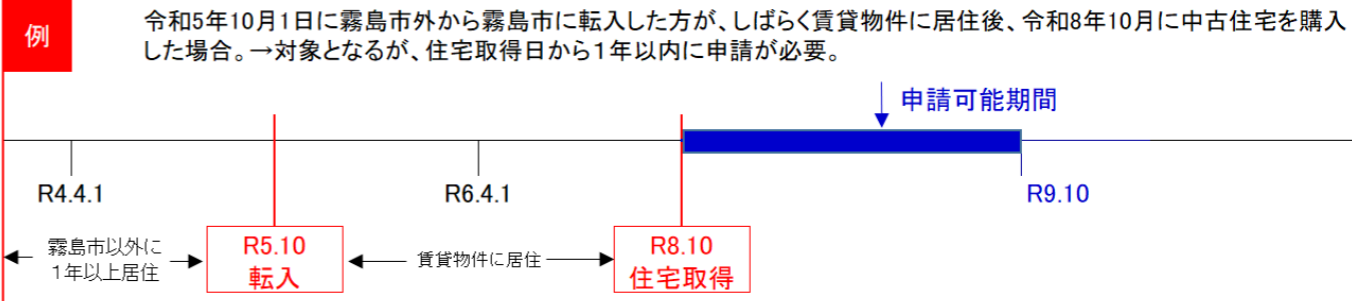
※住宅取得日から1年以内に申請



転入日	対象期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで
令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年4月1日～令和11年3月31日まで

※転入日によって補助の対象期間が変わりますのでご注意ください

移住補助金



例

●このような受給方法もあります（お試し滞在）

令和5年5月に中山間地域の共同住宅に転入し、令和8年5月まで居住。

家賃補助
24万円を受給

中山間地域が気に入り、中古住宅を購入！
その場合・・・

受給分を差し引きます

(中古)30万円+(増改築)20万円 = 50万円 - 24万円 = 26万円を支給！

※転入してから、1年以内に申請してください。申請順に受付を行い、予算に達した時点で受付を終了します。ご了承ください。(令和8年度申請締切:令和9年2月12日(金))

移住支援金

霧島市移住支援金

東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）から本市へ移住し、県内に就業・起業する方、移住前の業務をテレワークにて引き続き行う方、関係人口の要件を満たす方へ移住支援金を支給します。

単身者：60万円

2人以上の世帯：100万円

移住支援金の対象者

主な要件として、次の全てに該当する必要があります。

移住前の条件	移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住または東京圏から23区に通勤していた方 移住直前の1年間も、東京23区に在住または東京圏から通勤していた方
移住後の条件	就業① ・鹿児島県就職情報Webサイト「かごJob*」に掲載されている対象求人に応募し新規で就業した方 *「かごJob」には移住支援金の対象とならない求人も掲載されていますので、求人内容の確認をお願いします。 就業② ・鹿児島県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して新規で就業した方 起業 ・鹿児島県が実施する企業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方 テレワーク ・自己の意志により移住し、移住元で業務を引き続き行う方 関係人口 ・令和7年4月1日以降に本市へ移住後、自治会に加入し、本市に所在する農林水産業、観光関連業、製造分野、医療・介護・福祉分野又は家業等へ就業した方 【関係人口の場合、移住前に次に掲げる要件のいずれかに該当する必要があります。】 (ア) 本市に居住したことがあること (イ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (ウ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること (エ) 本市の対面又はオンラインによる移住相談や移住ツアーへの参加経験を有すること



詳細はこちら！

※18歳未満の子と一緒に移住する場合は、18歳未満の子1人につき100万円の子育て加算金が受け取れます。

地方就職学生支援金

※大学等の卒業・終了から1年以内かつ就業から1年以内に申請してください。
(交通費については、卒業・終了年次(在学中)に申請できます。)

東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学している学部生・院生が、鹿児島県内の企業に就職し、本市へ移住する場合、交通費と移転費を支給します。

●交通費：上限 5万円(かかった経費の2分の1)

●移転費：上限 10万円(移住に要する最低限の実費)

※申請順に受付を行い、予算に達した時点で受付を終了します。あらかじめご了承ください。

※詳細は、本市ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。



詳細はこちら！